

平 3 0 長 寿 社 会 第 2 8 2 号

平成 3 0 年 (2018年) 6 月 1 日

関係社会福祉施設等の長  
各介護保険施設の長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

## 社会福祉施設等における防災対策について

社会福祉施設等における防災対策については、平素から格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期における局地的大雨や集中豪雨により、全国各地で被害が発生しており、過去、本県の社会福祉施設等においても、床上浸水等の大雨による被害が発生しています。

また、激甚化する水災害に対応し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、昨年6月、水防法等の一部を改正する法律が施行され、洪水等のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成等が義務付けられたところです。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、貴施設等の「施設内防災計画」を再度検証し、下記の1から3を参考に適宜見直しを行った上で、平常時から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期するよう周知をお願いします。

特に、「施設内防災計画」は、各施設等の立地条件を十分に踏まえて作成する必要があることから、関係法令を踏まえ、土砂災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定等について、下記の4により、常に最新の情報を把握した上で、見直しを行うようお願いします。

## 記

- 1 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」 (県厚政課ホームページ掲載)  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/bousai-manual/bousai-manual.html>
- 2 「福祉施設等の災害対策取組事例集」 (県厚政課ホームページ掲載)  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/d/d/3/dd3784d43ba5da1d5dd05f506b7c78e7.pdf>
- 3 「災害教訓事例集」 (県防災危機管理課ホームページ掲載)  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/bousai/201603310001.html>
- 4 「防災・災害情報『防災やまぐち』」 (県ホームページ・トップページ掲載)  
[http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub\\_web/portal-top/](http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/)

山 口 県 長 寿 社 会 課 施 設 班 : 山 本 083-933-2793 介 護 保 険 班 : 川 村 083-933-2774
---

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

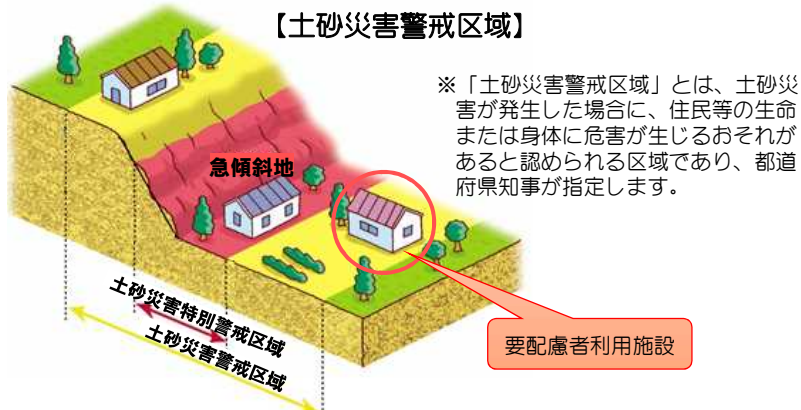
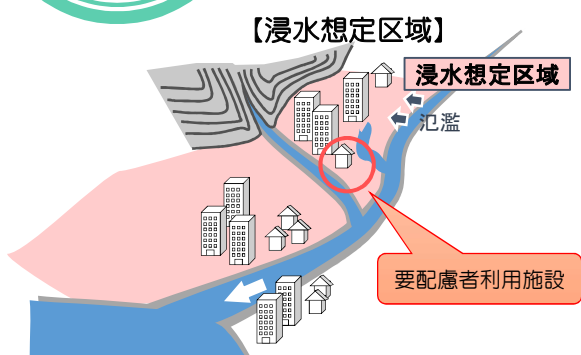
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

## 要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)

## 福祉・医療施設の防災対策について

山口県では、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」や「福祉施設等の災害対策取組事例集」を作成しています。

また、国においても平成29年5月に「水防法」「土砂災害防止法」を改正し、市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されるなどの対策が講じられており、「避難確保計画の手引き」など様々な資料を提供しています。

福祉・医療施設の関係者は、災害時の避難体制の強化を図るため、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考に、施設の立地条件や利用者の状況など地域の実情に応じた、施設内防災計画（防災マニュアル）作成、見直しを行うよう、また、施設の実態に即した実効性の高い訓練が行うよう、対策を講じてください。

### ○ 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（山口県）

平成21年7月21日の豪雨災害を踏まえて、「山口県防災会議」の下に「福祉・医療施設災害対策検討委員会」を設置し、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」を策定いたしました。

※平成30年7月一部改正

#### [福祉・医療施設防災マニュアル作成指針（PDF：2MB）](#)

 [H30改正の内容（PDF：207KB）](#)

 [表紙・目次（PDF：268KB）](#)

 [防災マニュアル作成指針とは（PDF：502KB）](#)

 [Ⅰ マニュアル作成に当たっての留意点（PDF：239KB）](#)

 [Ⅱ 平常時の対策（PDF：6MB）](#)

 [Ⅲ 災害時の対応（行動手順）（PDF：1MB）](#)

 [用語解説・巻末（PDF：1MB）](#)

 [作成例（Excel：88KB）](#)

### ○ 水防法・土砂災害防止法改正の概要

平成29年5月19日に「水防法」「土砂災害防止法」が改正されました。

市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。

詳しくはこちら

 [水防法・土砂法改正パンフレット（PDF：410KB）](#)

 [土砂法改正パンフレット（PDF：382KB）](#)

洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域についてはこちら  
[防災やまぐち お役立ち情報（各種ハザードマップ等）](#)（別ウィンドウ）

[浸水想定区域の指定・公表状況について](#)（別ウィンドウ）

[山口県土砂災害ポータル](#)（別ウィンドウ）


### ○ 「福祉施設等の災害対策取組事例集」（山口県）

県内の社会福祉施設等が自主的に取り組まれている様々な災害対策を事例集としてまとめました。

今後の取組の参考としてください。

#### [福祉施設等の災害対策取組事例集（PDF：8MB）](#)

◇ソフト対策の取組

 [事例①土砂災害を想定した避難訓練の実施（PDF：3MB）](#)

（特別養護老人ホームやすらぎ苑の取組）

 [事例②複数の責任者の選任と早期避難の実践（PDF：596KB）](#)

（特別養護老人ホーム幸嶺園の取組）

 [事例③近隣施設との災害時応援関係の構築（PDF：755KB）](#)

### ○ 要配慮者利用施設の浸水・土砂災害対策

国土交通省や内閣府より、洪水・土砂災害等の災害種別ごとの「避難確保計画作成の手引き」など、避難確保計画作成に役立つ情報が紹介されています。

各施設での、今後の取組の参考としてください。

[要配慮者利用施設の浸水対策](#)（別ウィンドウ）

※避難計画作成の手引き・事例集

[要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）](#)（別ウィンドウ）

[医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係](#)


(特別養護老人ホーム梅光苑の取組)

 [事例④地域との災害時応援関係の構築 \(PDF : 431KB\)](#)

(特別養護老人ホーム大島苑の取組)

 [事例⑤非常災害時相互応援協定の締結 \(PDF : 177KB\)](#)

(周南地区介護老人福祉施設運営懇談会加盟 1 2 施設の取組)

 [事例⑥防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成 \(PDF : 402KB\)](#)

(特別養護老人ホームとくぢ苑の取組)

◇ハード対策の取組

 [事例⑦土砂災害警戒区域から移転した施設の整備 \(PDF : 761KB\)](#)


(障害者支援施設るりがくえんの取組)

 [事例⑧災害時に備えた緊急用道路の整備 \(PDF : 865KB\)](#)

(特別養護老人ホーム豊寿苑の取組)

 [事例⑨海岸沿いに立地した施設の高潮対策 \(PDF : 1MB\)](#)

(特別養護老人ホーム伊保庄園の取組)

 [事例⑩市と協働した土砂災害対策 \(PDF : 1MB\)](#)

(知的障害者更生施設第 1 しょうせい苑の取組)

[避難確保計画作成の手引き \(別ウィンドウ\)](#)

[要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き \(別ウィンドウ\)](#)

[要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集 \(別ウィンドウ\)](#)

[水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル \(別ウィンドウ\)](#)

お問い合わせ先

厚政課

Tel : 083-933-2710

Fax : 083-933-2739

Mail : [a13200@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a13200@pref.yamaguchi.lg.jp)

[トップページへ](#) | [このサイトの利用について](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [ご意見・お問い合わせ](#)

山口県(法人番号2000020350001) 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話 : 083-922-3111 (代表) [\[県庁への交通案内\]](#)

Copyright ©1996-2019 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.

福祉・医療施設防災マニュアル  
作成指針

平成22年1月  
山口県健康福祉部

(平成30年7月一部改正)

# 目 次

## 〈防災マニュアル作成指針とは〉

1 本指針の位置づけ .....	1
2 本指針の構成 .....	1

## I マニュアル作成に当たっての留意点 .....

3

## II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測 .....	4
2 役割分担の決定 .....	5
3 連絡体制の整備 .....	6
4 職員の招集・参集基準の決定 .....	7
5 施設利用者情報の把握 .....	7
6 情報の収集 .....	8
7 施設の休業判断（通所・通院施設） .....	9
8 避難の判断 .....	10
9 災害に応じた避難方法の検討 .....	11
10 食料等備蓄品の準備 .....	17
11 施設、設備の定期的な点検 .....	19
12 施設周辺の定期的な点検 .....	21
13 地域住民等とのネットワークづくり .....	22
14 職員への防災教育 .....	22
15 防災訓練の実施 .....	23

## III 災害時の対応（行動手順）

1 風水害 .....	24
2 地震 .....	27

## ○ 用語解説 .....

29

# 〈防災マニュアル作成指針とは〉

## 1 本指針の位置づけ

- 本県では平成11年の台風18号の高潮や平成17年の台風14号の洪水、そして平成21年7月の集中豪雨による土砂災害など過去に風水害を受けています。また、これまで地震による被害は比較的少ない本県ですが、10以上の活断層が存在するほか、「南海トラフ巨大地震」による危険性も指摘されています。
- 福祉施設や医療施設は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用する施設であることから、利用者の安全を図るため、災害時に速やかな対応ができる体制の整備や減災のための事前対策を講じ、施設の災害適応力を高めておく必要があります。
- この指針は、立地条件や利用者特性など、個々の施設の実状に応じて、災害適応力を高めるために、各施設が自らの防災マニュアルの作成や見直しの際の参考資料として活用していただくために策定したものです。

## 2 本指針の構成

- 本指針の構成は、次のとおりです。

### I マニュアル作成に当たっての留意点

- ・ 緊急時に用いるものなのでシンプルかつ具体的な内容で作成
- ・ 施設内の全職員を参加させるなど、作成プロセスも大事に
- ・ 情報伝達時や避難時には、利用者特性に合わせた配慮を

### II 平常時の対策

災害時に適切な対応ができるよう、平常時に役割分担や連絡体制などを定めておくとともに、食料等の備蓄や施設の防災対策など、必要な準備を整えておきます。

立地条件と災害予測	施設の立地条件の把握と災害の予測 [立地条件等]
災害時体制整備	役割分担の決定 災害対応を適切に行うための災害時の役割分担の決定 [役割分担表]
	連絡体制の整備 職員の防災連絡体制の整備や緊急連絡先の確保、電話の代替手段の決定 [緊急連絡先一覧表]
	職員の招集・参集基準の決定 夜間・休日の職員を招集する基準や職員が自主的に参集する基準を定める [職員招集・参集基準]
情報整理	施設利用者情報の把握 利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報を一覧表に整理 [施設利用者一覧表]
	情報の収集 気象情報等必要な情報の入手方法のリストアップ [気象・災害情報入手先リスト]

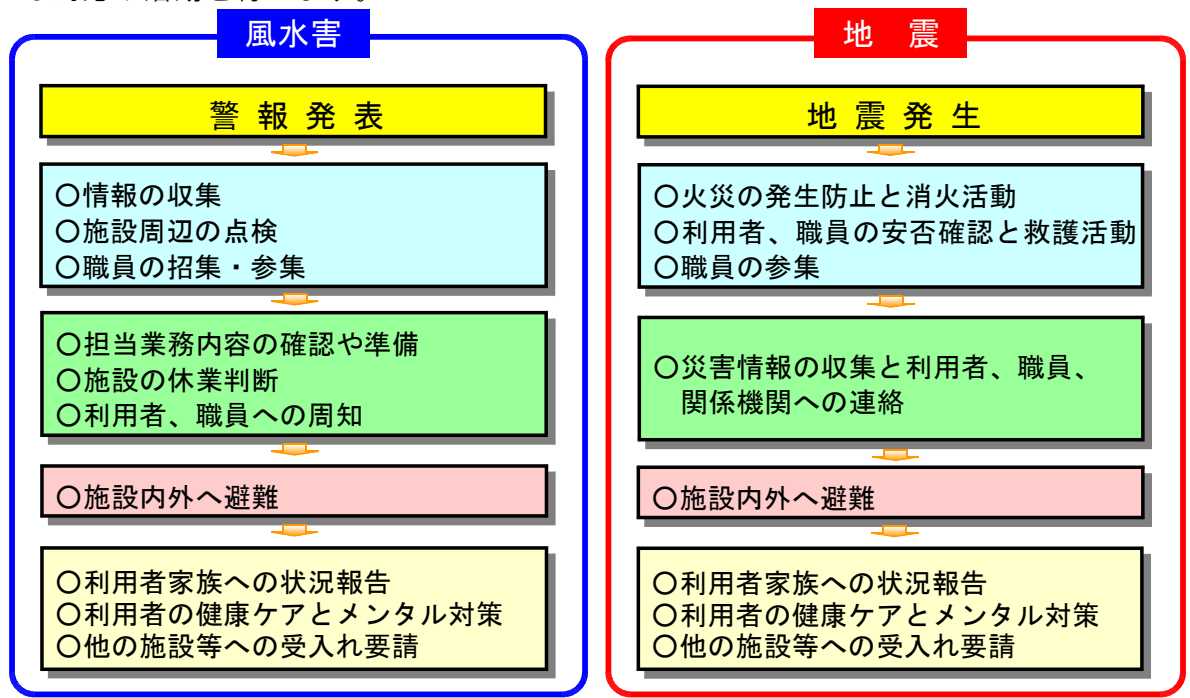


基準等の策定	施設の休業判断	通所・通院施設における臨時休業の判断基準の策定 〔臨時休業判断基準〕
	避難の判断	入所・入院施設における避難時期の判断基準の策定 〔避難判断基準〕
	災害に応じた避難方法の検討	災害種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定める〔避難経路図〕
事前準備・安全対策	食料等備蓄品の準備	食料、資機材の備蓄と非常時用持ち出しセットの準備 〔備蓄品リスト〕
	施設、設備の定期的な点検	施設、設備、備品の災害時の損壊防止策の実施 〔施設の安全対策チェックリスト〕
	施設周辺の定期的な点検	施設周辺の自然状況や斜面、水路等の定期的な点検 〔施設周辺点検リスト〕
	地域住民等とのネットワークづくり	地域住民や近隣施設等との協力体制の構築 〔協力者リスト〕
教育・訓練	職員への防災教育	各種災害の基礎知識や災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育の実施〔防災教育項目〕
	防災訓練の実施	風水害や地震を想定した防災訓練の実施 〔訓練用災害時行動手順チェックシート〕

□ 内は、マニュアルに掲載する表、基準、リスト等

## Ⅱ 災害時の対応（行動手順）

利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や活動を行います。



## I マニュアル作成に当たっての留意点

### ○ シンプルかつ具体的な内容

マニュアルは、緊急時に用いることから、図表や箇条書きなどの手法を用い、シンプルかつ具体的なものにしましょう。

### ○ 作成プロセスも大事に

作成するプロセスも重要であるので、作成の際は、施設内の全職種、全部門の参加を得ることが必要です。

### ○ 利用者特性の把握

利用者の特性を把握し、情報伝達時や避難時などに、その特性に合わせた配慮を行いましょ。

[タイプ分けと具体的な対応策へのヒント]

区分	利用者特性によるタイプ分け	具体的な対応策へのヒント
情報の受信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・目が不自由な利用者</li><li>・耳が不自由な利用者</li><li>・行動指示が正確に伝わらない利用者（認知症、知的障害がある者など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・音声による誘導の検討</li><li>・事前に情報伝達カードの準備</li><li>・個別に避難誘導等介助者の確保</li></ul>
情報の発信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・言葉が不自由な利用者</li><li>・耳が不自由な利用者</li><li>・自分の意思を正確に伝えられない利用者（幼児、認知症、知的障害がある者、精神障害がある者など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難誘導等介助者の確保</li><li>・避難に係る細かい情報の提供</li><li>・簡潔で具体的な指示</li></ul>
移動に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いすや歩行補助具を使用している利用者</li><li>・一人では移動できない利用者（寝たきり等虚弱な利用者）</li><li>・目が不自由な利用者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動手段として介助者と用具の確保（車いす、ストレッチャーなど）</li><li>・避難誘導等介助者の確保</li></ul>
判断に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・状況の理解や判断が困難な利用者（認知症、知的障害がある者、精神障害がある者、幼児、低学年児童など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な指示と誘導をする介助者の確保</li><li>・施設入所児童の登下校時の安全の確保</li></ul>

### ○ 防災訓練後の見直し

防災訓練を通して、マニュアルの改善点が見つかれば、随時、見直しをしましょう。

## II 平常時の対策

### 1 立地条件と災害予測

チェックNo.	チェック項目	Yes
1-1	施設の立地条件（環境）や予測される災害を記載していますか。	

#### 【ポイント】

- ・施設のある場所（周囲の環境）によって、予測しないといけな災害も異なります。施設がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきましょう。

- 施設やその周辺に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があれば、土砂災害発生に備えた対策が必要です。
- 施設やその周辺に、洪水浸水想定区域や高潮浸水予測区域、津波災害警戒区域があれば、洪水や高潮、津波に備えた対策が必要です。

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域  
(山口県土砂災害警戒区域等マップ)  
<http://kikenmap.pref.yamaguchi.lg.jp/kikenmap/>  
山口県土砂災害警戒区域等マップ
- 各種ハザードマップ等  
(防災やまぐち お役立ち情報)  
[http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub\\_web/static/contents01.html](http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/static/contents01.html)  
防災やまぐち お役立ち情報

- 各市町の防災担当課や土木担当課には多くの防災情報があります。市町が作成するハザードマップ(※)等入手し、施設の立地条件について確認しておきましょう。

(※)ハザードマップ…土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

#### 作成例 立地条件等

- 施設の立地条件 … 土砂災害警戒区域 内
- 予測される災害 … 崖崩れ災害

## 2 役割分担の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
2-1	災害時の役割分担を定めていますか。	

### 【ポイント】

- ・役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。
- ・総括責任者が不在の際に災害への対応を迫られる場合もあるので、代行者や代行者不在の際の第2、第3の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。
- ・総括責任者だけでなく、各班ごとでも、それぞれ複数の者がイニシアチブを取れるよう、リーダー、リーダー代理を決めておきましょう。

○夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

### 作成例 役割分担表

役割分担表				
担当	業務内容	担当者		
総括責任者	・総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)	担当=施設長 代行者①=(事務長)	代行者②=〇〇〇〇 代行者③=〇〇〇〇	
情報収集・連絡担当	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ	担当=事務長 代理①=〇〇〇〇 代理②=〇〇〇〇		
救護班	・負傷者の救出 ・負傷者への応急処置 ・負傷者の病院移送	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ...
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し ・火の元の確認、初期消火	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ...
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給(販売店への発注)	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ...

注) 施設の規模、形態に応じた体制づくりを検討しておきましょう。

### 3 連絡体制の整備

チェックNo.	チェック項目	Yes
3-1	職員への防災連絡体制を定めていますか。	
3-2	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
3-3	電話が使えない場合に他の方法を定めていますか。	

#### 【ポイント】

- ・ 職員の招集が速やかに行えるよう、携帯電話のメール一斉配信の方法などで防災連絡体制を整えておきましょう。
- ・ 緊急事態発生時に、市町、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるよう連絡先を一覧表に整理しておきましょう。
- ・ 災害時には、一般電話や携帯電話はつながりにくくなるおそれがあるので、代替手段を検討しておきましょう。

- メールによる一斉配信は、同時に多人数に情報を送る手段として有効です。
- 市町について、防災担当課は、被災の状況によっては、電話が通じにくくなる場合もあるので、福祉担当課の連絡先も把握しておきましょう。
- 大きな災害が起こったときの安否情報などの連絡には、NTTのダイヤル番号171「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」が使えます。いずれかの方法を使う場合、職員や利用者の家族にも周知しておきましょう。また、各伝言サービスでは、災害時の利用に備えて体験利用日も設定されています。（「災害用伝言ダイヤル」は、毎月1日ほか）
- 通信機能がすべて途絶えた場合に備え、自転車やオートバイの利用なども検討しておきましょう。

#### 作成例 緊急連絡先一覧表

緊急連絡先一覧表				
連絡先	電話	（夜間）		担当者氏名
		FAX		
消防・救急	119	—	—	—
警察	110	—	—	—
〇〇市防災担当課				
〇〇市福祉担当課				
〇〇市消防本部				
〇〇出張所（消防）				
〇〇警察署				
〇〇交番				
〇〇病院				
中国電力				
〇〇市ガス局				
〇〇市水道局				
NTT西日本				
協力施設	〇〇苑			
	〇〇苑			
	〇〇病院			
地域の協力者	〇〇 〇〇		—	—
	〇〇 〇〇		—	—
	：			

#### 4 職員の招集・参集基準の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
4-1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	

#### 【ポイント】

- ・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の招集・参集基準を定めておきましょう。

○災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

○公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておきましょう。

**作成例** 招集・参集基準（施設の立地条件、予想される災害に応じて決定しましょう。）

招集・参集基準		
災害種別	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震(津波)	震度4又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※指定職員には、各班リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出勤が可能な職員を指定

#### 5 施設利用者情報の把握

チェックNo.	チェック項目	Yes
5-1	利用者に関する情報を一覧表に整理していますか。	

#### 【ポイント】

- ・利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などが分かる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておきましょう。

○個人情報保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意を払いましょう。

○一箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数箇所で保管するなどの工夫をしましょう。

**作成例** 施設利用者一覧表

施設利用者一覧表										
部屋										
氏名	生年月日	性別	薬	連絡先①(間柄: )			連絡先②(間柄: )			
				氏名	電話	自宅		氏名	電話	自宅
心身の状態			移送方法			その他( )				その他( )

## 6 情報の収集

チェックNo.	チェック項目	Yes
6-1	気象情報や防災情報等必要な情報の入手方法をリストアップしていますか。	

### 【ポイント】

- ・ テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報や防災情報等を入手できるように準備しておきましょう。

○災害関連情報は、以下のホームページからも入手できます。

- 気象情報  
(下関地方気象台)  
<http://www.jma-net.go.jp/shimonoseki/index.html>  
  ←
  
- 山口県の防災・災害情報  
(防災やまぐち)  
<http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>  
  ←
  
- 河川水位・土砂災害情報等  
(山口県土木防災情報システム)  
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>  
  ←  
 (山口県土砂災害ポータル)  
<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>  
  ←

○「山口県」、「山口県土木防災情報システム」、「山口県土砂災害ポータル」の携帯サイトについては、以下のコードで接続できます。

●防災やまぐち



●山口県土木防災  
情報システム



●山口県土砂災害  
警戒情報



○県では、Lアラート（※）を通じて、避難勧告等の発令や避難所の開設などの重要な防災情報を発信します。テレビやラジオ、インターネット等を随時確認し、迅速に避難できるようにしましょう。

（※）Lアラート…避難勧告等の災害情報を集約し、多様なメディアを通じて、住民に情報配信するシステム。

## 7 施設の休業判断（通所・通院施設）

チェックNo.	チェック項目	Yes
7-1	臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めていますか。	

### 【ポイント】

- ・施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。

### ○臨時休業の判断基準

#### （例）

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

○利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。

○前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に周知しておきましょう。

○不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。



## 8 避難の判断

チェックNo.	チェック項目	Yes
8-1	避難の判断基準を定めていますか。	

### 【ポイント】

- ・市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには、避難しましょう。

#### ○土砂災害の場合

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある施設では、大雨警報（土砂災害）が発表されたときや、山口県土砂災害ポータルで示す土砂災害降雨危険度がレベル2になったときなどが避難開始のタイミングになります。
- ・土砂災害の前兆現象（P.24参照）が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害降雨危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

#### ○洪水の場合

- ・浸水する前の避難が原則です。市町からの情報に注意し、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・市町からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難しましょう。

#### ○高潮の場合

- ・海岸に近いところにある施設は、気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- ・台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難しましょう。

#### ○地震（津波）の場合

- ・地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難しましょう。
- ・津波警報等が発表された場合は、急いで、高い場所に避難しましょう。

## 9 災害に応じた避難方法の検討

チェックNo.	チェック項目	Yes
9-1	避難場所や避難経路、避難方法を定めていますか。	

### 【ポイント】

- ・市町の防災担当課又は福祉担当課と協議して、避難場所（施設内とする場合も含む。）や避難経路、避難方法について決めておきましょう。
- ・立地条件や風水害の程度から（施設が高台に位置する鉄筋コンクリート造りの建物であり、台風の勢力が弱い場合など）避難先を施設内とするのか、施設外とするのかも含めて検討しておきましょう。

### ○施設内に避難する場合

- ・施設内の避難場所は、予測される災害に応じて、決めておきましょう。

（例）

- ・土砂災害のおそれ（西棟裏山）の場合 : ①東棟2階共用部、②東側作業棟内、③…
- ・床上浸水のおそれの場合 : ①本館2階食堂、②東棟2階共用部、③…
- ・強風被害（ガラス破損等）のおそれの場合 : ①本館2階食堂、②1階ロビー、③…
- ・地震の場合 : ①本館2階食堂、②…

### ○施設外に避難する場合

- ・避難場所、避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておきましょう。
- ・避難場所や避難経路、避難方法については、避難所の立地条件・収容人員や利用者の特性を考慮して設定するようにしましょう。
- ・設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておきましょう。

〔 避難経路上にある、がけやブロック塀、道路冠水時に見えなくなる可能性のある側溝やマンホールなど、危険な箇所を確認し、避難経路図に記入するなどしておきましょう。 〕

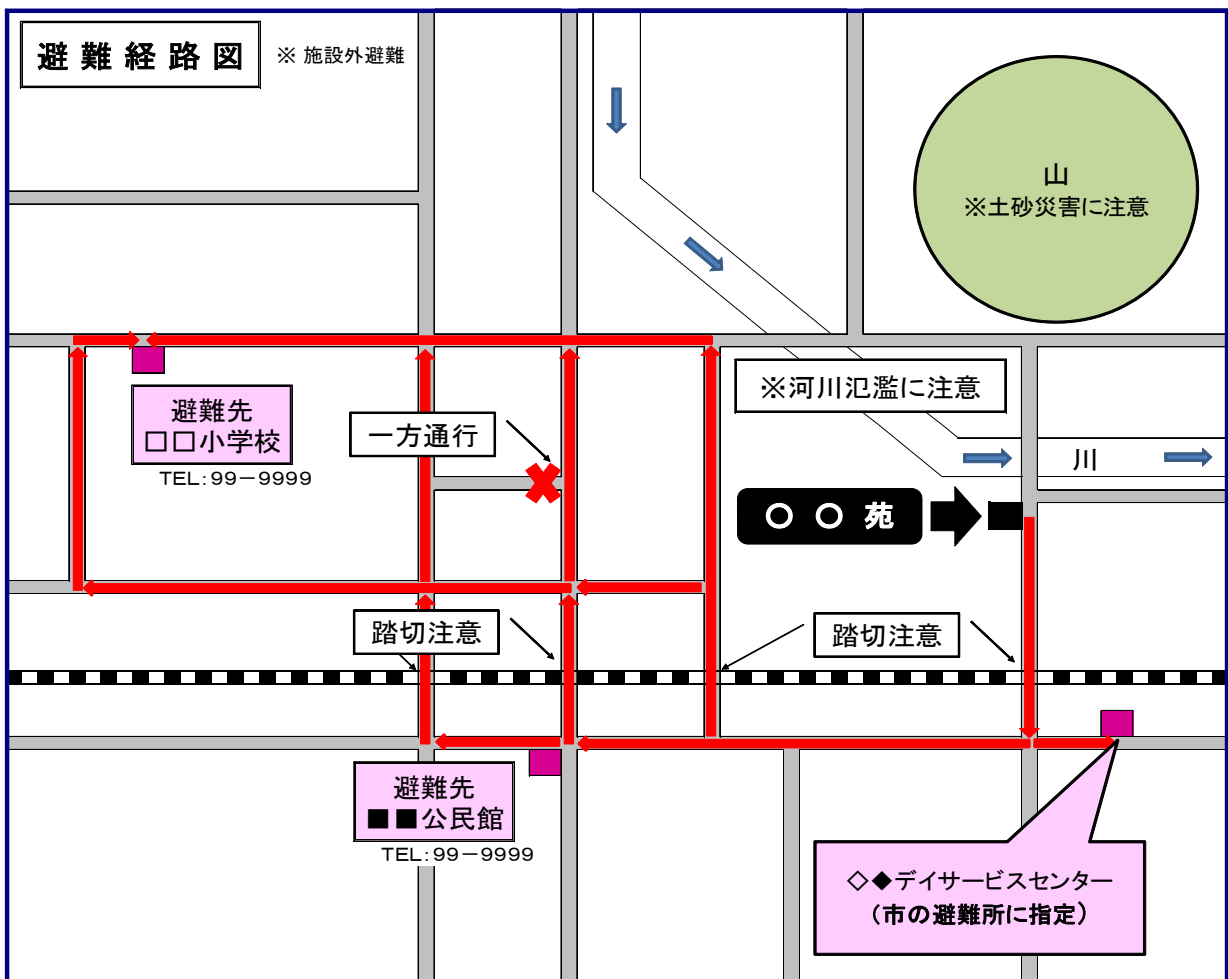
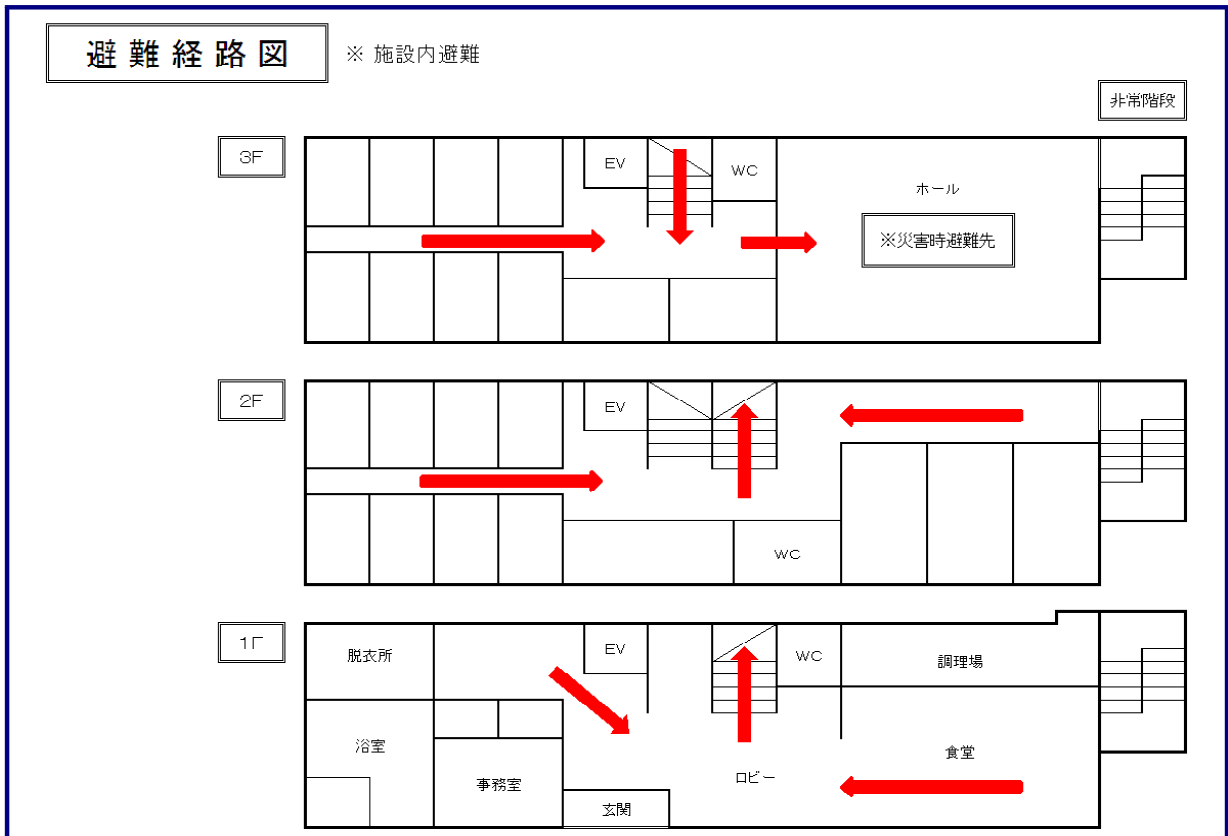
### ○早期の避難

- ・自力で移動困難な高齢者や障害者の避難の場合は、浸水前等の早めの段階で「空振り覚悟で早めの避難」を心がけましょう。

### ○避難経路図の掲示

- ・施設で定めた施設内、施設外それぞれの避難場所と避難経路を記載した避難経路図を、利用者の分かりやすい場所に掲示しておきましょう。

作成例 避難経路図



## 特別養護老人ホーム、障害者支援施設 など

これらの施設の利用者は、災害時、自力避難が困難であり、職員の介助を要することから、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）が発せられた場合、次のような方法で避難しましょう。

### ○入所者のグルーピング

- ・入所者の状態によって、移送方法別にグループ分けをし、避難が効率的にできるよう備えておきましょう。グループ分けは施設利用者一覧表に整理しておき、避難時には、グループ別に色分けした名札（服用薬や連絡先なども記載）を首からかけるなどしましょう。

#### グルーピングの例

- ①短い距離は歩行できる者
- ②移動に車いすを使用し、かつ、自力で座位が保持でき、マイクロバス等の座席に座ることができる者
- ③移動にリクライニング式車いすやストレッチャー等を使用し、かつ、自力で座位が保持できず、マイクロバス等の座席に座ることができない者

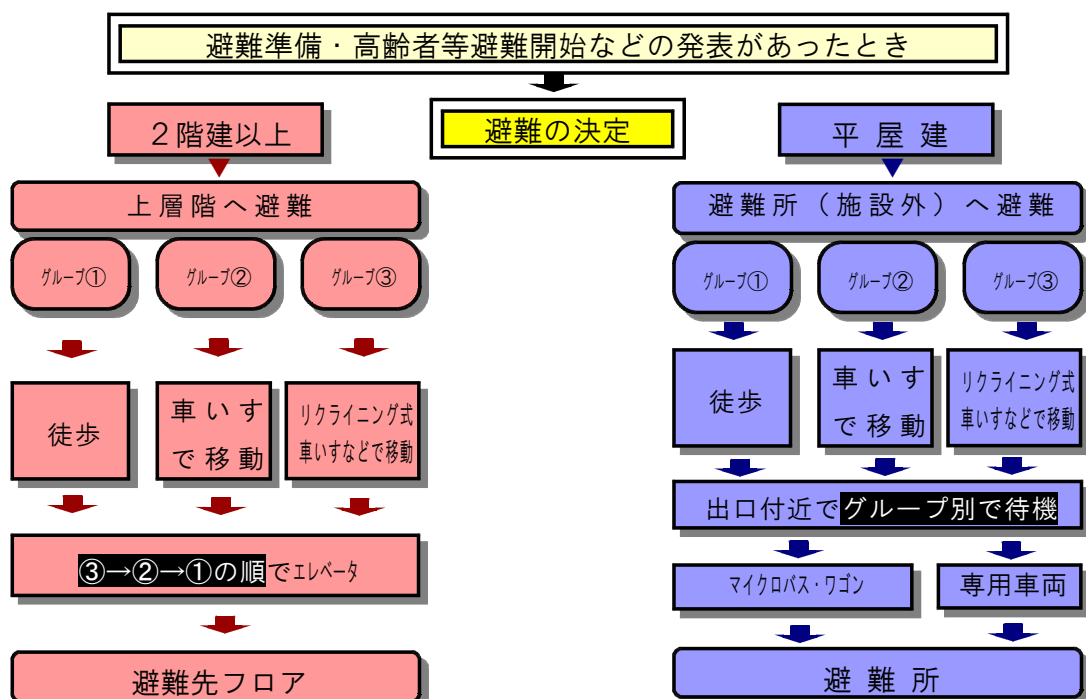
### ○避難先に応じた避難誘導

- ・予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とするか、施設外とするか決定しましょう。

#### 避難先の例

予測される災害：浸水2m（市のハザードマップによる）  
建物構造と避難先：2階建て以上 ⇒ 2階以上  
平屋建て ⇒ 市の避難所

- ・避難は、グループ分けされた入所者について、それぞれ可能な移送手段を用いて誘導しましょう。



### 〈 上層階への避難 〉

- ・ 上層階に避難誘導する際には、エレベータが停電により使用不能になることも考慮して、移動時にエレベーター使用の必要性が高い順（前ページ、グルーピングの例の場合③→②→①の順）に移動しましょう。

### 〈 避難所（施設外）への避難 〉

#### ◇移送車両の確保と職員の配備

- ・ 移送する入所者から割り出される移送車両と介助人員の必要数に基づき、配車計画を作成し、職員を配備しましょう。

#### 配車計画の例

配 車 計 画 表								年	月	日
移 送 先	人数		グループ①	名	②	名	③	名		
施設内誘導担当										
避難所担当										
車 両										
運転手										
同乗者										
乗車場所										
1 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		
	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名		
	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名		
2 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		

#### ◇移送方法の工夫

- ・ 自力で座位が保持できない人の移送手段が不足する場合は、次のような方法も考えてみましょう。
- (例) ①施設職員や地域住民等が所有する乗用ワンボックスカーなど人が横になれる広さのある車両の活用など、非常時ならではの様々な方法を検討しましょう。
- ②ストレッチャーが不足している場合は、毛布や衣類を利用した応急担架を作成する方法もあります。

#### ◇近隣施設への協力要請

- ・ 移送方法を工夫しても、車両が不足するときは、近隣施設が所有する車両の応援を求めましょう。

## 防災共助マップ作成による地域の防災資源の発掘

災害時の避難場所や移送車両、介助人員を確保するため、平常時に防災共助マップの作成(\*1)を通じて、地域の防災資源を発掘し、協力関係を築いておきましょう。

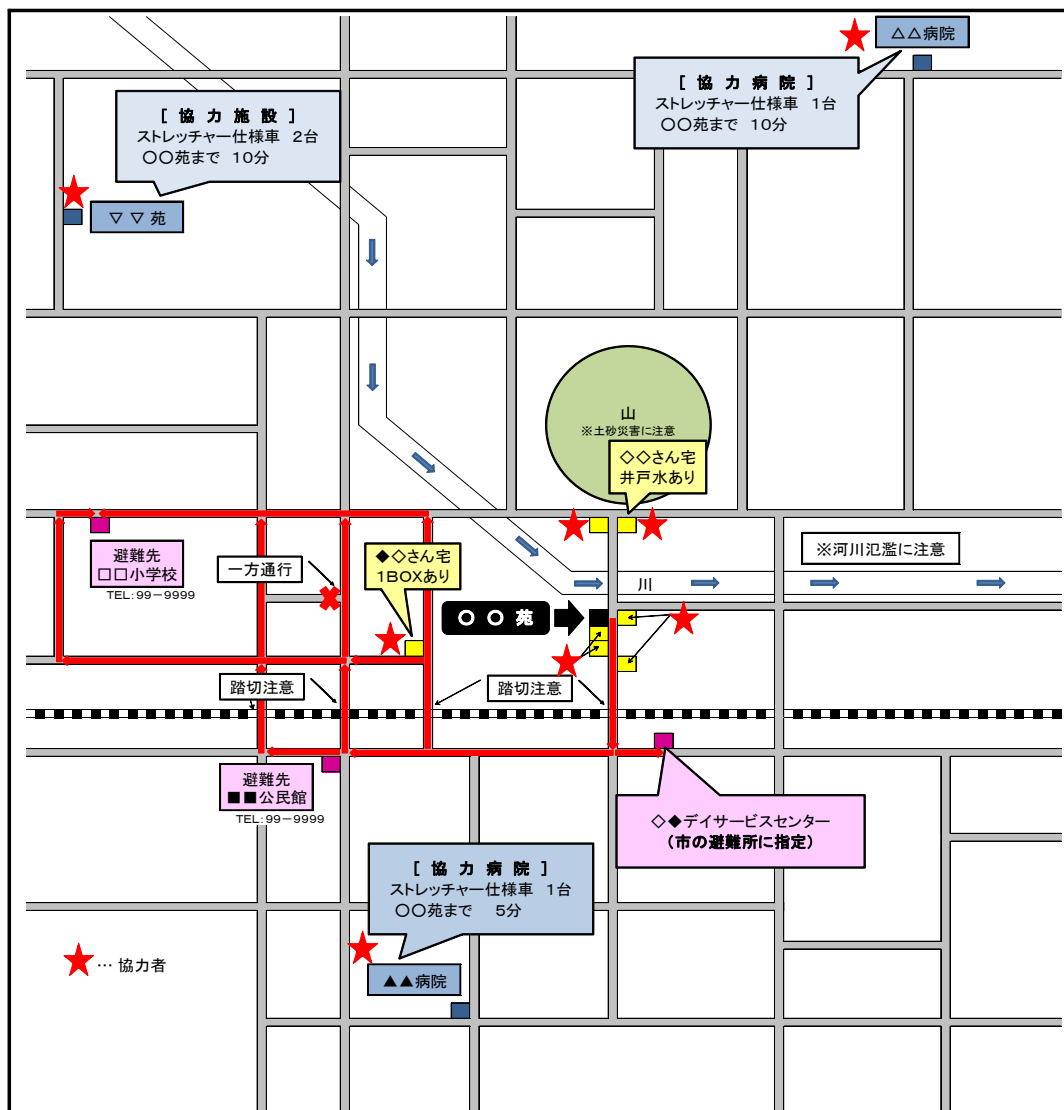
[避難場所] 福祉施設、医療施設等(\*2)

[協力者] 地域住民(自治会)、利用者の家族、福祉施設や医療施設の職員、取引企業の社員、当該施設の退職職員、当該施設のボランティア等

\*1 施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図

\*2 近隣の別の福祉施設等を避難場所としたいときは、協力依頼をするとともに、市町の防災担当課又は福祉担当課にも依頼し、先方施設と相談してもらい、市町の避難所に指定してもらっておきましょう。

## 〇〇苑の防災共助マップの例



#### ◇市町への救援要請

- ・ 近隣施設への協力を要請しても、移送車両が不足するときは、市町の防災担当課又は福祉担当課に相談して必要数を確保するようにしましょう。
- ・ 被災し、利用者の生命・身体に危険が迫っている場合や施設が周囲と孤立した場合など、施設自らや地域等の協力によっても避難が困難となったときは、市町に救援を要請しましょう。

#### ◇夜間の対応

- ・ 移送に必要な介助人員を確保するため、職員や地域住民等の協力者を招集しましょう。必要数が不足する場合は、市町の防災担当課に地元消防団の派遣など相談し、人員を確保するようにしましょう。必要数が揃うまでは、施設内で待機することも考えましょう。
- ・ 地域住民等に利用者の避難誘導等をしてもらうときは、職員の指示の下、従事してもらうようにしましょう。

## 10 食料等備蓄品の準備

チェックNo.	チェック項目	Yes
10-1	災害時に必要な食料などの備蓄品リストを作成していますか。	

### 【ポイント】

- ・ 救援物資が届くまで、少なくとも3日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・ 避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・ 備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておきましょう。

### 老人福祉施設

- ・ 高齢者が入所する施設では、災害時に十分な調理が行えない場合にも備えて、介護食の保存食の準備も検討しましょう。

### ○主な備蓄品や災害時必要品の例

区 分	品 名
食 料 品 等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸など
医 療 品 等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、トランシーバー、メガホン、携帯電話など
生活用品等	懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石けん、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、歯みがきセット、簡易トイレ、紙おむつ、女性用品など
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
安全用品等	ヘルメット、防災ずきんなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシなど
医療施設用	緊急用簡易ベッド、緊急用医療機器、医薬品、医療用具など

- 備蓄品リストには、品目、数量、保管場所、有効期限、納入先等を記入し、定期的に備蓄品と照合しましょう。また、その際、備蓄品等が利用可能か確認しましょう。



作成例 備蓄品リスト

備蓄品リスト					最終在庫確認日			確認者
区分	品目	非常時 用持出	数量	保管場所	直近の有効期限	有効期限 対象数	納入先	電話番号
食料	保存用ご飯	*			年 月 日			
	水(2.0Lペットボトル)	*			年 月 日			
	カップ麺	*			年 月 日			
	粉ミルク	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
医薬品	解熱薬	*			年 月 日			
	止瀉薬	*			年 月 日			
	傷薬	*			年 月 日			
	消毒液	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
衛生品	紙おむつ	*			年 月 日			
	ガーゼ	*			年 月 日			
	絆創膏	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
消耗品	紙製容器				年 月 日			
	紙コップ				年 月 日			
	割り箸				年 月 日			
	ゴミ袋				年 月 日			
	電池				年 月 日			
	タオル				年 月 日			
	ウエットティッシュ				年 月 日			
	⋮				年 月 日			
その他	カセットコンロ				年 月 日			
	ポンベ				年 月 日			
	⋮				年 月 日			

## 11 施設、設備の定期的な点検

チェックNo.	チェック項目	Yes
11-1	施設の安全対策チェックリスト等を作成していますか。	

### 【ポイント】

- ・施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとっておきましょう。

#### ○風水害対策

- ・屋根瓦、雨戸などの点検補修を行いましょう。
- ・排水溝のゴミ、泥を除き、排水点検を行いましょう。
- ・強風により、木の枝が折れ、飛散しないため、樹木の剪定を行いましょう。

#### ○地震対策

- ・昭和56年5月以前の建築物については、耐震診断を受けるとともに、必要に応じ、耐震改修を行いましょう。
- ・書棚、タンス、ロッカー、机の転倒防止のため、床や壁に固定しまししょう。
- ・吊り下げ型の照明器具が落下しないよう、鎖などで補強しまししょう。
- ・棚、戸棚に置いてあるものが落下しないよう、枠などを付けまししょう。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼りまししょう。
- ・火気使用器具やガスボンベ等可燃性危険物、消防用設備などの安全確認と点検を行いましょう。

#### ○共通対策

- ・ライフラインが途絶えた場合を想定して、電気や水道などの通常の使用量を把握し、代替手段が確保できるように備えておきまししょう。
- ・自家発電装置や電話交換機等情報機器類が被災しないよう、防水工事等の安全対策を講じまししょう。

### 医療施設

- ・災害発生時のライフラインの確保に万全を期すため、必要に応じ、関係事業者(電気、水道、食料、医療用ガス、医療用機器、薬剤等)等との協議を行いまししょう。

**作成例** 施設の安全対策チェックリスト

安全対策チェックリスト		点検日	点検者	
箇所	確認項目	状況	対応	
1階	事務室	吊り下げ式照明器具の落下防止		
		窓ガラス等の飛散防止		
		書棚、タンス、ロッカー、机などの転倒防止		
		棚、戸棚からの落下防止		
		避難経路の安全確保		
	食堂	吊り下げ式照明器具の落下防止		
		窓ガラス等の飛散防止		
		⋮		
	調理場	ガス漏れ警報機		
		火気設備周辺の引火防止		
		棚、戸棚からの落下防止		
		⋮		
	脱衣所 お風呂場	窓ガラス等の飛散防止		
		棚、戸棚からの落下防止		
ボイラー室	火気設備周辺の引火防止			
	⋮			
⋮	⋮			
通路	吊り下げ式照明器具の落下防止			
	窓ガラス等の飛散防止			
	避難経路の安全確保			

**作成例** 設備チェックリスト

設備チェックリスト		確認状況										
設備	確認日	状況	対応	確認状況			確認状況			確認状況		
				確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1 貯水槽	/			/			/			/		
2 自家発電装置	/			/			/			/		
3 発電器	/			/			/			/		
4 投光器	/			/			/			/		
5 携帯テレビ	/			/			/			/		

## 12 施設周辺の定期的な点検

チェックNo.	チェック項目	Yes
12-1	定期的に、周辺の気になる箇所を確認する点検箇所リストを作成していますか。	

### 【ポイント】

- ・定期的に、施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検し、著しい変化等が見られる場合には、市町の土木担当課や農林担当課、防災担当課等に相談しましょう。
- ・職員全員で施設周辺の気になる箇所等を話し合い、点検箇所リストを作成しておきましょう。

○相談窓口として、土砂災害情報ネットワーク「土砂災害110番」が設置されています。

●山口県土砂災害情報ネットワーク「土砂災害110番」

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18500/mudslide/dosya110.html>

山口県土砂災害110番

検索

### 作成例 施設周辺点検リスト

施設周辺点検リスト		確認状況									
箇所	これまでの状況	確認状況			確認状況			確認状況			
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	
1	本館棟裏山	50cm程度の亀裂	／			／			／		
2	東棟前の水路	少しの雨でもあふれる	／			／			／		
3	：	：	／			／			／		
4			／			／			／		
5			／			／			／		
6			／			／			／		

### 13 地域住民等とのネットワークづくり

チェックNo.	チェック項目	Yes
13-1	地域住民や近隣施設、類似施設などの協力者のリストを作成していますか。	

#### 【ポイント】

- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。

- 日頃から、施設で地域の行事に参加したり、あるいは、バザーなどの催しに招待するなどして、地域住民との交流に努めましょう。
- 防災共助マップの作成を通じて、地域の防災資源を発掘し、地域住民等との協力関係を築いておきましょう。

### 14 職員への防災教育

チェックNo.	チェック項目	Yes
14-1	職員への防災教育の内容を定めていますか。	

#### 【ポイント】

- ・職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応を取ることができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。

- 「防災マニュアル」を活用した施設内研修を定期的を実施しましょう。
- 総務省消防庁から、インターネットによる学習サイトが提供されています。

- 総務省消防庁防災・危機管理e-カレッジ

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

防災・危機管理e-カレッジ

検索

- 山口県においても「やまぐち県政出前トーク」を実施しています。

- 山口県広報広聴課「やまぐち県政出前トーク」

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11000/talk/>

やまぐち県政出前トーク

検索

#### 作成例 防災教育項目

- 地震災害時の対応について
- 台風時の事前準備と災害時の対応について
- ：

## 15 防災訓練の実施

チェックNo.	チェック項目	Yes
15-1	防災訓練に活用できる災害時の行動手順チェックシートを作成していますか。	

### 【ポイント】

- ・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な防災訓練を実施しましょう。

- 施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう、訓練用災害時行動手順チェックシートに従い、次の点に留意して実施しましょう。
  - ・避難場所や避難経路の安全性についての実地確認
  - ・自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練
  - ・夜間を想定した避難訓練
- 市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。
- 利用者の安全対策が迅速にとれるように、地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、実地に防災訓練を実施しましょう。
- 訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理した記録簿を整理しましょう。
- 火災を想定した訓練とは別に、年1回以上の防災訓練を行いましょう。

### 作成例 訓練用災害時行動手順チェックシート

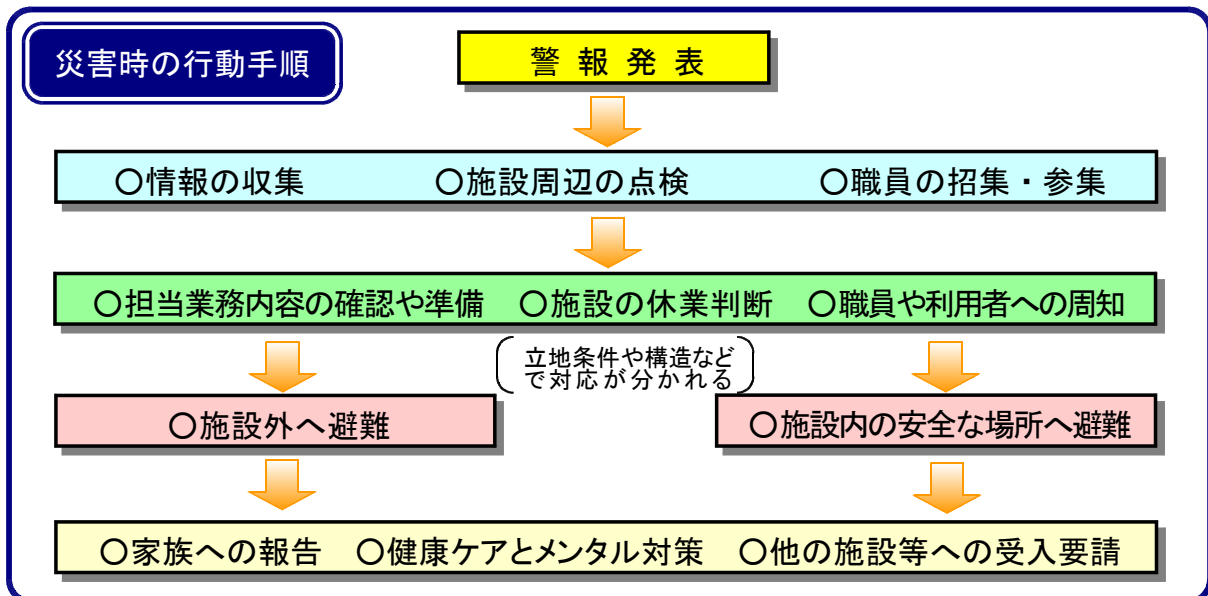
風水害用		地震用	
◎警報発表	結果「気づき」	◎地震発生	結果「気づき」
<input type="checkbox"/> 情報収集		<input type="checkbox"/> 消火活動	
<input type="checkbox"/> 施設周辺の点検		<input type="checkbox"/> 安否確認と救護活動	
<input type="checkbox"/> 職員の招集・参集(入所・入院)		<input type="checkbox"/> 職員の参集	
<input type="checkbox"/> 担当業務内容の確認や準備		<input type="checkbox"/> 情報収集と連絡	
<input type="checkbox"/> 施設の休業判断(通所・通院)		<input type="checkbox"/> 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難	
<input type="checkbox"/> 職員や利用者への周知		<input type="checkbox"/> 家族への報告	
<input type="checkbox"/> 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難		<input type="checkbox"/> 健康ケアとメンタル対策	
<input type="checkbox"/> 家族への報告		<input type="checkbox"/> 他の施設等への受入れ要請	
<input type="checkbox"/> 健康ケアとメンタル対策			
<input type="checkbox"/> 他の施設等への受入れ要請			

### Ⅲ 災害時の対応（行動手順）

利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や活動を行ってください。なお、施設の規模、形態、利用者の状態等により、対応や活動内容が異なるので、当該施設の状況に応じた行動手順を定めておきましょう。

#### 1 風水害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害です。



#### 情報の収集

- テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意しましょう。
- 警報は急に出ることも多いため、常時、気象情報に気をつけましょう。

#### 施設周辺の点検

- 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

- がけ崩れ**    ・がけからの水が濁る    ・がけの斜面に亀裂が入る    ・小石がばらばら落ちてくる  
                  ・がけから異常な音がある
- 土石流**    ・山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる  
                  ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）  
                  ・川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる  
                  ・異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）
- 地すべり**    ・地面からひび割れができる    ・沢や井戸の水が濁る    ・斜面から水が吹き出す  
                  ・電柱や塀が傾く

- 風雨の激しい段階では見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮しましょう。

### 職員の招集・参集（入所・入院施設）

- 夜間や休日の際は、招集基準に基づき、職員を招集しましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 連絡がとれなかった職員があった場合には、連絡担当者に報告しましょう。その職員には、連絡担当者が引き続き、連絡をとりましょう。

### 担当業務内容の確認や準備

- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。

- 情報収集・連絡担当（気象情報の継続確認、市町や防災関係機関からの情報収集など）
- 救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）
- 安全対策班（鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所・経路・場所の確認等）
- 物資班（備蓄品の高い場所への移動、非常時用持ち出しセットの確認等）

### 職員や利用者への周知

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入しましょう。
- 災害についての正確な情報を伝えて利用者の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

### 施設の休業判断（通所・通院施設）

- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
- その日の利用者があらかじめ特定できる通所や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
- サービスや診療の開始後に休業決定した場合の利用者の帰宅や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断しましょう。
- 家族への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会の下で利用者や引受者の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。



## 避 難

- 市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定しましょう。
- 市町の防災担当課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ高層階に避難しましょう。この場合、食料等の備蓄品もいっしょに高層階に搬送します。
- 市町からの避難準備・高齢者等避難開始が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市町の防災担当課又は福祉担当課に確認しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。

### 老人福祉施設・障害者福祉施設

- ・寝たきりの方や介助の必要な方が入所する施設については、避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を必要とすることから早い段階で避難の判断をするようにしましょう。

### 医療施設

- ・医療施設では、重症患者から軽症患者まで、様々なパターンがあることから、それぞれの対応(移送手段、移送先(特に人工透析患者、難病等の慢性疾患患者)等)を検討しておきましょう。

## 家 族 へ の 報 告

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えましょう。

## 健康ケアとメンタル対策

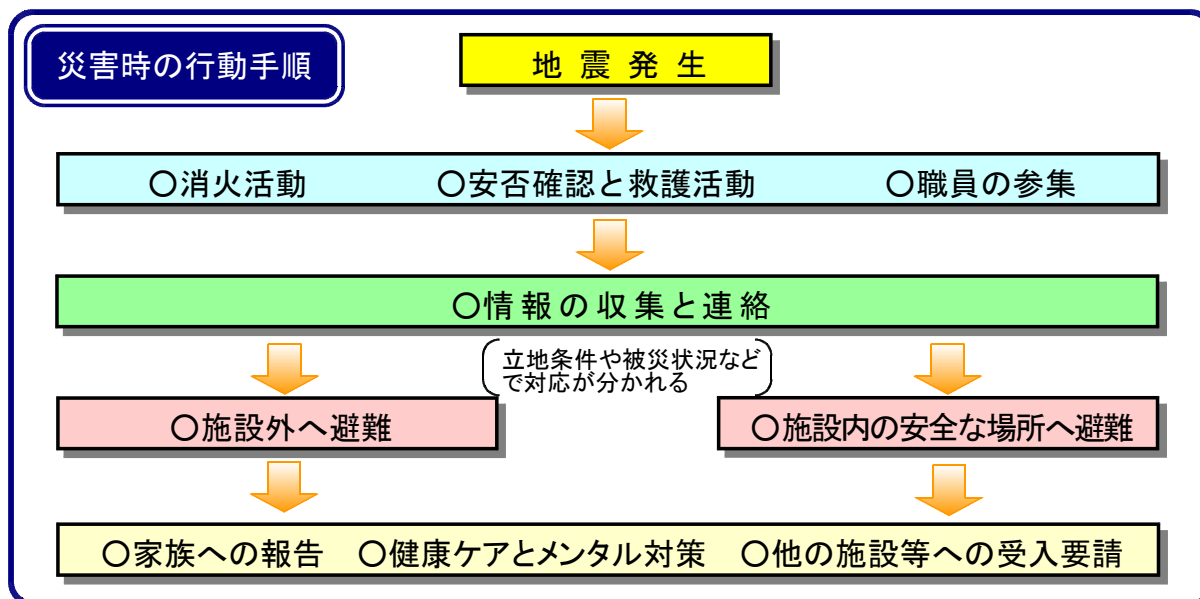
- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受け入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

## 他の施設等への受け入れ要請

- 施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設利用者一覧表などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

## 2 地震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害です。



### 消火活動

- 火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難が必要か、どうか判断しましょう。

### 職員の参集

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

### 安否確認と救護活動

- 直ちに利用者、職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

## 情報の収集と連絡

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震・津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。
- 災害の正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 施設が被災した場合には、消防や市町の防災担当課又は福祉担当課に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、被災状況は、県の施設担当課にも速やかに連絡をするようにしましょう。

## 避 難

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

## 家族への報告

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えましょう。

## 健康ケアとメンタル対策

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

## 他の施設等への受入れ要請

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協定施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設利用者一覧表などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

## 用語解説

### ア 行

#### ○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられ、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。

#### ○大津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表されるもの。

津波の高さによって、大津波警報、津波警報、津波注意報がある。また、津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる津波情報がある。

### カ 行

#### ○がけ崩れ

雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。

#### ○記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として気象庁から発表されるもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各細分区域ごとに決められている。

#### ○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報が発表される。

#### ○洪水浸水想定区域

洪水時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

## サ 行

### ○災害用伝言ダイヤル「171」

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのことで、NTTが提供する。また、携帯各社では、「災害用伝言板サービス」で、メールによる安否確認のサービスを提供している。

## タ 行

### ○高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表される。

### ○高潮浸水予測区域

高潮時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、県が想定する最大規模の台風により高潮が発生した場合に浸水が予測される区域。

### ○津波災害警戒区域

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき指定するもの。

### ○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、人の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

### ○土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

### ○土砂災害降雨危険度

土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するもので、レベル1～4までである。

レベル1：今後の雨量に注意

レベル2：避難準備開始の目安（高齢者等避難開始の目安）

レベル3：避難開始の目安

レベル4：土砂災害発生のおそれ

### ○土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

### ○土砂災害110番

土砂災害の二次災害防止と土砂災害の被害の軽減を図るため、県民と市町及び県の土砂災害に関する情報の伝達・共有等に係わる情報ネットワークのこと。土砂災害に関する相談等を行えるよう各市町に災害窓口を設置。

### ○土石流

大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。

### ○地すべり

粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

## ハ 行

### ○ハザードマップ

土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

### ○波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

### ○避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に市町村長から発せられるもの。

### ○避難指示（緊急）

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況などに市町村長から発せられるもの。

○避難準備・高齢者等避難開始

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に市町村長から発せられるもの。

○防災共助マップ

施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図。

○暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。

《 参 考 文 献 等 》

- 「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」 [石川県健康福祉部]
  
- 「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」 [愛知県防災局]
  
- 「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」 [高知県地域福祉部]
  
- 「社会福祉施設 地震防災マニュアル」 [全国社会福祉協議会]
  
- 「防災・危機管理 eーカレッジ (<http://www.e-college.fdma.go.jp/>) 」 [総務省消防庁]
  
- 「社会福祉施設における地震防災対策 (<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/bousai00.htm>)」 [静岡県厚生部]



## 福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

(順不同、敬称略)

区 分	所属・職名	氏 名
学識経験者	山口大学農学部 教授	山 本 晴 彦
	山口大学工学部 学部長	三 浦 房 紀
要援護者支援	NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード 代表理事	小 山 剛
福 祉 施 設	山口県老人福祉施設協議会 副会長	徳 永 あ け み
医 療 施 設	山口県医師会 介護保険対策委員	木 下 毅
行 政	山口県健康福祉部長	今 村 孝 子

### 指針の策定経過

平成21年 9月17日	第1回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の構成 について協議
平成21年11月10日	第2回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(素案) について協議
平成21年12月17日	第3回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(案)に ついて協議
平成22年 1月15日	「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」策定

※平成25年5月24日 山口県全域で「土砂災害警戒区域」の指定完了に伴い、「山口県土砂災害危険箇所マップ」から「山口県土砂災害警戒区域等マップ」へ名称変更